滋賀県
Shiga Prefecture

資　料　提　供

（県　政）

提供年月日　：令和７年(2025 年)11 月 25 日
部　　局　　名：土木交通部
所　　属　　名：流域政策局 河港事業室
係　　名：広域河川政策係
担 当 者 名：山田、安井、井口
連　　絡　　先：077-528-4271
E - m a i l：kouikikasen@pref.shiga.lg.jp

琵琶湖の水位が低下しています

～国に琵琶湖水位低下抑制のための対応を要望しました～

９月、11 月の少雨により、琵琶湖水位が低下しており、令和７年 11 月 25 日 午前６時時点で−62cm に到達しました。

滋賀県では、令和６年７月に策定した「滋賀県渇水対応タイムライン」に基づき、本日、国に琵琶湖水位低下抑制のための対応について次の２点を要望しました。

1　淀川水系ダム群との統合管理によりダム群からの先行補給を行うなどダムの水の有効利用を図り、琵琶湖の水位低下の抑制を図られたい。

2　淀川大堰などの適切な操作により、引き続き、下流維持流量の適切な管理を行われたい。

今後、さらに琵琶湖水位が低下した場合、次のとおり対応していきます。

琵琶湖水位	主な内容
−60cm	・「水を大切に」呼びかけ ・国への要望（水位低下抑制のための早急な対応）　←**現在の段階**
−65cm	・**水位低下連絡調整会議**(議長:土木交通部長)の設置 庁内の連絡調整、「水を大切に」呼びかけ等
−75cm	・**水位低下警戒本部**(本部長:副知事)の設置 庁内一斉影響調査、県庁舎等の節水、節水呼びかけ、国要望、水資源機構要望等
−90cm	・**渇水対策本部**(本部長:知事)の設置 -75cm 時の対応に加え、取水制限を検討(国主催「琵琶湖・淀川渇水対策会議」で検討)

琵琶湖水位の低下が進むと、取水制限などにより県民のみなさまの生活に大きな影響を与えるほか、翌年の春先に水位が回復しない場合は、琵琶湖の生態系への影響も考えられます。

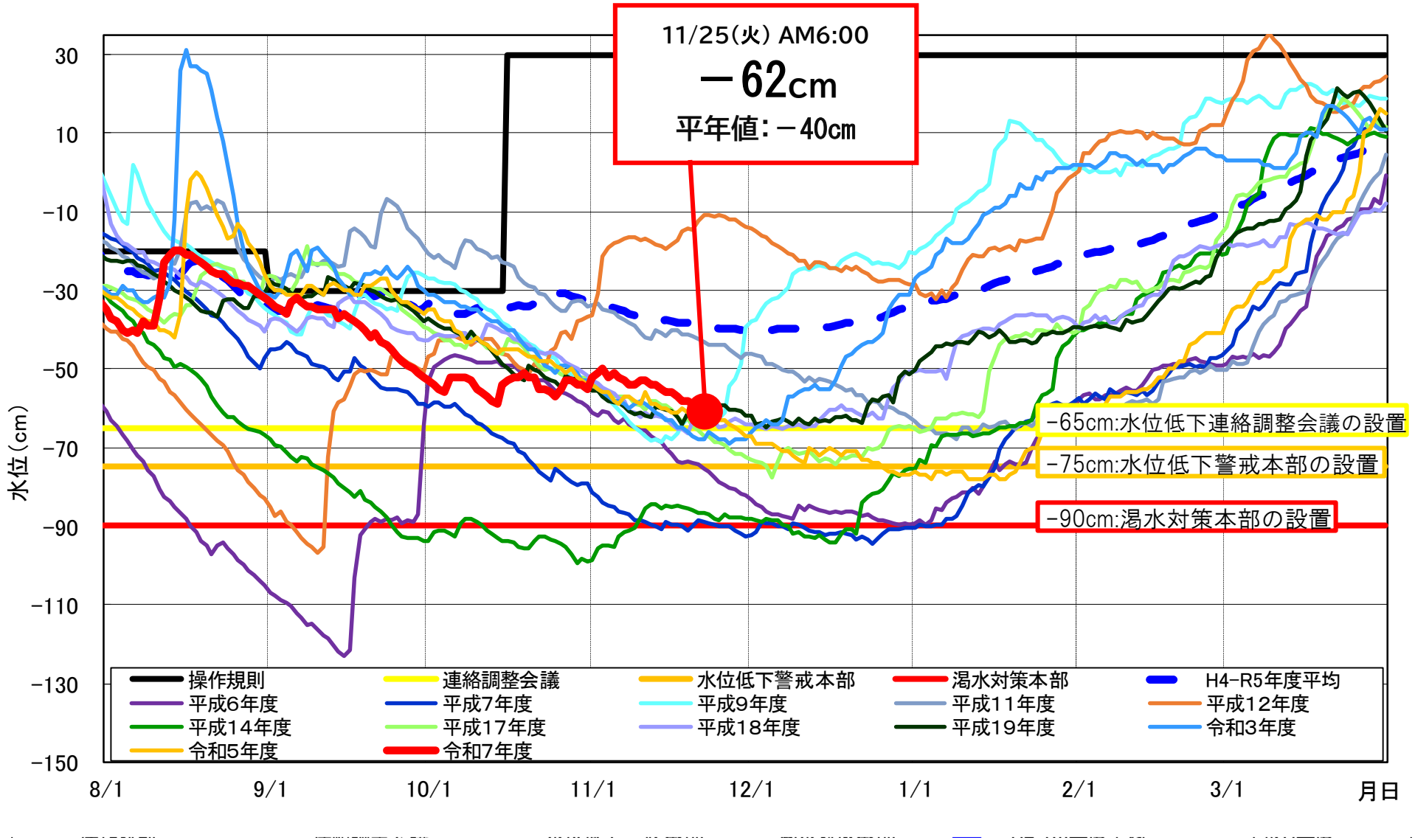
県民のみなさまには、琵琶湖の水を大切にしていただきますようご理解・ご協力をお願いします。

添付資料　：　①琵琶湖水位の状況
②滋賀県渇水対応タイムライン
③淀川水系ダム群

＜参考：琵琶湖流域平均雨量の状況＞

	R7(mm)	平年値(mm)	コメント
9月	94	194	平年の半分程度
10 月	181	140	平年よりやや多い
11 月	47 （24 日時点）	98	24 日時点では少雨傾向

①琵琶湖水位の状況


11/25(火) AM6:00
−62cm
平年値:−40cm
−65cm:水位低下連絡調整会議の設置
−75cm:水位低下警戒本部の設置
−90cm:渇水対策本部の設置
水位(cm)
30
10
−10
−30
−50
−70
−90
−110
−130
−150
8/1
9/1
10/1
11/1
12/1
1/1
2/1
3/1
月日
操作規則
連絡調整会議
水位低下警戒本部
渇水対策本部
H4−R5年度平均
平成6年度
平成7年度
平成9年度
平成11年度
平成12年度
平成14年度
平成17年度
平成18年度
平成19年度
令和3年度
令和5年度
令和7年度

②滋賀県渇水対応タイムライン（令和6年7月版）

琵琶湖水位と状況	制限と目安日数	滋賀県の渇水時の体制とその対応	淀川水系（琵琶湖・淀川渇水対策会議）渇水対応タイムライン（令和3年4月版）			
			河川管理者（国・府・県　等）	自治体（府・県・市町村）	利水者（土地改良区・水道企業団・水道局　等）	一般家庭・事業者　等
渇水発生前		◆−50cm ・水位低下による影響調査（目視による簡易調査）	適正な河川管理	適正な施設管理		節水
			◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆琵琶湖岸で水草刈取り	◆庁舎等の水回りの整備・点検	◆取水・送配水施設の整備・点検	◆節水の取り組み ・風呂（残り湯を洗濯などに利用） ・洗濯（ためすすぎ） ・歯磨き（こまめに蛇口を閉める） ・洗車（雨水の利用等） ・トイレ（水を何度も流さない） （大・小レバーの使い分け） ・節水コマの活用　等
		◆−55cm ・担当者による情報共有開始	情報収集			
			◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆自治体情報の確認	
▽−60cm程度			情報発信、啓発		対策検討	
			◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信	◆節水広報、節水呼びかけ等	◆自主節水、節水要請等の検討	
水位が低下傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況	自主節水期（自主的な制限（15日程度））	◆−60cm ・「水を大切に」呼びかけ ・国への要望（水位低下抑制のための早急な対応） ・水位低下による影響調査（目視による簡易調査）	情報収集、体制構築			情報収集、節水推進
		◆−65cm ・水位低下連絡調整会議の設置（議長：土木交通部長） ・水位低下に関する庁内の連絡調整 ・「水を大切に」呼びかけ ・水位低下による影響調査（目視による簡易調査）	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策体制の確立 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加（適宜）および関係機関との情報連絡	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆水位低下連絡調整会議の開催 ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加（適宜）および関係機関との情報連絡	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加（適宜）および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認	◆自治体情報の確認 ◆一般家庭・事業所での節水推進
		◆−75cm ・水位低下警戒本部の設置（本部長：副知事） ・水位低下による影響調査（庁内一斉） ・県庁舎等における節水 ・「水を大切に」呼びかけ ・節水呼びかけ（琵琶湖・淀川水系で同時） ・節水キャンペーン（琵琶湖・淀川水系で同時） ・国への要望（水位低下抑制のための早急な対応） ・水資源機構への要望（航路確保、内湖水位保持）	適正な河川管理			
			◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆琵琶湖岸・湖辺で清掃、水草刈取り			
▽−90cm程度			情報発信、啓発		対策実施	
			◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信 ◆節水キャンペーン	◆節水広報、節水呼びかけ等 ◆節水キャンペーン	◆水道用水等使用者に対する節水要請、節水広報 ◆自主節水強化の検討 ◆受水市町等への協力要請（水道用水供給）	
水位の低下が進行し段階的に水利用の制限を強化している状況	渇水調整期（取水制限（20日程度））	◆−90cm程度（取水制限開始） ・渇水対策本部の設置・・・琵琶湖・淀川渇水対策会議における取水制限の取組に合わせて設置（本部長：知事） ・取水制限の周知 ・渇水による影響調査（庁内一斉） ・県庁舎等における節水 ・節水呼びかけ ・節水キャンペーン ・国への要望 ・水資源機構への要望 ※異常な渇水となり、水質・環境面や県民生活などへの影響に対して緊急に対策が必要な場合に部会を設置	情報収集、渇水対策の推進			情報収集、対策推進
			◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加（適宜）および関係機関との情報連絡	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加（適宜）および関係機関との情報連絡 ◆庁舎等における節水 ◆利水者への状況説明 ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周知	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加（適宜）および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 ◆水道用水等使用者への節水啓発、衛生管理の強化 ◆浄水場での配水減圧 ◆受水市町等への協力要請、受水制限（水道用水供給） ◆官公庁、大口需用者への節水要請の強化（バルブ制限等） ◆農業用水、工業用水使用者への節水依頼、バルブ調節、ゲート調整、ポンプ運転制限 ◆工業用水の回収率向上・再生水活用 ◆自己水源等の活用 ◆減圧給水・計画断水等の検討	◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化
			適正な河川管理			
			◆適正な利水補給、河川環境の確認			
			情報発信、啓発			
			◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信 ◆節水キャンペーン	◆渇水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン		
			渇水対策のさらなる推進			
▽−110cm程度			◆利用低水位以下に関する協議・調整	◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途間転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請	◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水　番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施	
▽−130cm程度			情報収集、渇水対策の強化			情報収集、対策強化
水位の低下が深刻化している状況	異常渇水期（取水制限（40日程度））		◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の開催・参加（適宜）および関係機関との情報連絡 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆利用低水位以下に関する協議・調整	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加（適宜）および関係機関との情報連絡 ◆水融通の調整 ◆緊急給水 ◆緑開計画の立案・調整	◆気象情報、琵琶湖水位、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置（適宜） ◆渇水対策会議・利水代表者会議・利水者連絡会議の参加（適宜）および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆給水制限の強化 ◆利水者間での水融通 ◆計画断水の通知 ◆水源の用途間転用 ◆給水車の出動 ◆工業用水　再生水の緊急利用	◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮
▽−150cm			情報発信、啓発			
			◆琵琶湖・ダムの水源情報の発信	◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化		

※滋賀県渇水対応タイムラインは国土交通省の「淀川水系（琵琶湖・淀川渇水対策会議）渇水対応タイムライン（令和3年4月版）」に滋賀県の渇水時の体制とその対応を加筆したものであり、淀川水系（琵琶湖・淀川渇水対策会議）渇水対応タイムラインの注釈は以下の通りです。

「淀川水系（琵琶湖・淀川渇水対策会議）渇水対応タイムライン（令和3年4月版）」注釈
※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため、各関係機関や住民・事業者等が「琵琶湖水位」の状況に応じて行う行動計画（渇水対策の項目とその時期）について、おおよその目安として示したものですが、実際の渇水調整や具体的な対応は、淀川水系の各支川・ダムの渇水状況等も考慮して琵琶湖・淀川渇水対策会議等で決定されます。
※このタイムラインでは、琵琶湖水位の低下が進行する状況（渇水シナリオ）を設定しており、「渇水の期間」は、既往渇水時（平成6年）の状況をベースに、既往渇水時で水位回復につながった大雨が発生しない場合を想定して算定したおおよその目安です。
※このタイムラインは、琵琶湖・淀川渇水対策会議に基づく関係機関で共有し作成したものです。

こちらでも閲覧できます。 → https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5481439.pdf

③淀川水系ダム群



出典）国土交通省　近畿地方整備局　淀川ダム統合管理事務所ホームページ

近畿地方整備局管内　琵琶湖及びダム貯水状況図